

し て い か い ご よ ぼ う し え ん か い ご よ ぼ う
指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント

だ い ご う か い ご よ ぼ う し え ん
(第1号介護予防支援)

じ ゅ う じ ゅ う じ じ ゅ う ざ い じ ゅ う
重要事項説明書

か め お か し ち ゅ う ぶ ち い き ほう かつ し え ん か い ご よ ぼ う し え ん じ ぎ ょ う し ゃ
亀岡市中部地域包括支援センター 介護予防支援事業者

していかいごよぼうしえん かいごよぼう だいごうかいごよぼうしえん
指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえん かいごよぼうしえん じぎょうしゃ
亀岡市中部地域包括支援センター 介護予防支援事業者

1. サービス計画に基づいてご利用いただいている各サービスについての相談、
ご希望、苦情などは、下の窓口までお申し出ください。各介護予防サービス
事業所などときめ細かく連絡をとりあい、早急に適切な対応をします。

かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえん
亀岡市中部地域包括支援センター

くじょううけつけまどぐち たんとうしゃ
○ 苦情受付窓口（担当者）

かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえん かんりしゃ なかむら ひろゆき
〔亀岡市中部地域包括支援センター 管理者 中村 浩之 〕

じょうき たんとうしゃふざい ばあい たいおう しょくいん うけたまわ
*上記の担当者不在の場合は、対応した職員が承ります。

でん わ
○ 電話 0771-29-0015

えいぎょうじかん ごぜん ごご
営業時間 午前8：30～午後5：30まで

えいぎょうび げつ きんようび
○ 営業日 月～金曜日

しゅくじつ ねんまつねんし やす
祝日、年末年始（12/29～1/3）休み

とうじぎょうしよいがい か き くじょうそうだんまどぐち そうだん
・当事業所以外に、下記の苦情相談窓口にもご相談
いただけます。

かめおかしやくしよこうれいふくしか
・亀岡市役所高齢福祉課

でんわ
電話：0771-25-5170

きょうとふこくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい
・京都府国民健康保険団体連合会

でんわ
電話：075-354-9090

きょうとふなんたんほけんしよ
・京都府南丹保健所

でんわ
電話：0771-62-4751

2. 亀岡市中部地域包括支援センターの概要

かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえん がいよう
 亀岡市中部地域包括支援センター の指定番号およびサービス提供地域

めいしょう 名称	かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえん 亀岡市中部地域包括支援センター
しょざいち 所在地	〒621-0806 かめおかしまるべちようたからくぼ ばんち 亀岡市余部町宝久保1番地の1
だいひょうしゃめい 代表者名	きむら よしたか 木村 好孝
していばんごう 指定番号	2601600089
でんわばんごう 電話番号	(0771) 29-0015
ていきょう ちいき サービスを提供する地域	よしかわちょう ひえだのちょう おおいちょう ちよかわちょう 吉川町 蕨田野町 大井町 千代川町

しよくいんたいせい 職員体制

しよく いん たい せい 職員体制	しゃかいふくしし かんりしゃ 社会福祉士 (管理者1名含む)	じょうきん 常勤	1名以上
	しゆにんかいごしえんせんもんいん 主任介護支援専門員	じょうきん 常勤	1名以上
	ほけんし けいけん かんごし 保健師または経験ある看護師	じょうきん 常勤	1名以上
	かいごしえんせんもんいん 介護支援専門員	じょうきん 常勤	1名以上

3. 運営の方針

- (1) ご利用者が介護が必要な状態になられても、ご利用者の心身の特性を踏まえて、ご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) ご利用者が介護を必要な状態になることを予防するための健康増進や、介護が必要な状態となられても介護サービスを利用して自立した生活が送れるよう生活機能の維持と向上を求めます。

- (3) ご利用者がお持ちの生活機能を損なわないよう「できることはできる限り自分でする」ことを常に考えた援助をします。
- (4) ご利用者自身がどのようになりたいかを一緒に考え、ご利用者が意欲を持つて目標の達成ができるよう援助します。
- (5) ご利用者の要介護認定や要支援認定のための申請を、ご利用者のご希望をうかがいながらお手伝いをします。また、申請がお済みかどうかを確かめ、必要であれば申請をお手伝いします。
- (6) ご利用者のご様子や、環境などに応じて、適切なサービスを選べるようご利用いただける事業所を全て紹介し、ご利用者にあった保健医療サービスや福祉サービスが地域や事業者から総合的に効果的に得られるように配慮します。
- (7) ご利用者の意思と人格を尊重し、いつもご利用者の立場に立ってご利用者に提供されるサービスの種類や利用する事業者に偏りのないよう提案します。
- (8) ご利用者が医療系サービスの利用を希望された場合などは、ご利用者の同意を得て主治の医師などの意見をいただきます。また、この意見を求めた主治の医師などに計画書の写しをお渡しします。また、ご利用になる訪問介護事業所などから伝えられた、ご利用者の口の中に関する問題やお薬が飲めているかなどの情報、訪問などで亀岡市中部地域包括支援センターがつかんだご利用者の状態などについて、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝えます。

(9) 障害者手帳をお持ちの方が介護保険サービスを利用される場合、特定相談支援事業者と連絡をとりあいます。

4. 指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）の実施概要

* 要介護認定申請の代行：要介護（要支援）認定を受ける為の申請をご利用者に代わって行います。

* 訪問：状態を把握する為の訪問を行います。

* サービス計画作成の支援：介護保険サービスなどをご利用いただくための計画をご利用者やご家族と一緒につくりま

* 経過観察・再評価：サービスを使われてからのご様子をお伺いし、必要があればサービスの見直しを行います。

* 給付管理：事業所が行ったサービスを確認し、正しく保険請求されるように管理をします。

* 相談苦情の対応：毎日の生活での困りごとの相談をお受けしたり、利用されている介護予防サービスなどに対する苦情をお伺いし解決のお手伝いをします。

5. 事業の提供方法

* ご利用者の相談を受ける場所：相談者宅、当センター及び電話

* サービス担当者会議の開催場所：当センター、相談者宅、主治医の医療機関

または、サービス提供事業所など。

かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえん しょくいん きょたくほうもんひんど ずいじ
*亀岡市中部地域包括支援センター職員^の居宅訪問頻度[：] 随時

6. 料金^{りょうきん}

かいごよぼうしえんりようりょう していかいごよぼうしえん かいごよぼう
介護予防支援利用料は、指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント

だい ごうかいごよぼうしえん けいやくしょ べっし かいごほけん きゅうふ
(第1号介護予防支援)・契約書・別紙のとおりです。いずれも、介護保険の給付が

しはら ばあい りようしゃ じこふたん けいやくご けいかく つく
支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません。契約後、サービス計画を作る

とちゅう りようしゃ ごつごう かいやく ばあい かいやくりょう
途中で、ご利用者の御都合により解約した場合の解約料もいただきません。

7. 秘密保持^{ひみつほじ}

サービス提供^{ていきょう}をする上で、知^{うえ}ったご利用者^しやそのご家族^{りようしゃ}に関する秘密^{かぞく}を第三者^{かん}

に漏^{ひみつ}らしません。個人情報^{だい}の取^{しゃ}扱^いいは、「個人情報^{こじんじょうほう}の使用^とにかかわる同意書^{あつか}」に

従^{しや}います。また、この秘密保持^{どういしょ}は、契約終了^{しや}後^もおよび職員^{しや}の退職^{しや}後も同様に守

ります。

8. 事故^{じこ}などの対応^{たいおう}について

事故^{じこ}や苦情^{くじょう}にたいしては、事故^{じこ}がおきないように日ごろから注意^ひするだけでな

く、もし事故^{じこ}がおきてしまったときを考^{かんが}えて「事故対応^{じこたいおう}マニュアル」^{そうだんくじょう}「相談苦情

対応^{たいおう}マニュアル」をつくり、適切^{てきせつ}な対応^{たいおう}ができるよう心^{こころ}がけています。また、事故^{じこ}

などにそなえ保険^{ほけん}にも加入^{かにゆう}しています。

9. 人権の擁護・虐待などの防止について

- (1) ご利用者の人権の擁護・虐待などの防止のため責任者を設置し、その他、必要な体制の整備を行い、従事者に対し研修などを行います。
- (2) 虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は速やかにこれを亀岡市に通報します。
- (3) 必要に応じ成年後見制度等の利用方法を紹介し、必要な制度が活用できるようお手伝いします。

虐待等受付窓口（担当者）

亀岡市中部地域包括支援センター 管理者 中村 浩之

上記の担当者が不在の場合は、対応した職員が承ります。

10. ハラスメントについて

- (1) 亀岡市中部地域包括支援センターは、適切な介護予防支援を提供する観点から職場などにおいて職員間やご利用者そのご家族などから行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための措置を講じています。

事業所名

亀岡市

中部地域包括支援センター

担当者

氏名

担当者の変更をご希望の方は、ご遠慮なくお申し出ください。後任者については、責任を持って引き継がさせていただきます。

*当事業所の方針としまして、お心遣いなど一切ご遠慮させていただきます。

サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項と利用可能な事業所の一覧を説明しました。

	れいわ 令和	ねん 年	がつ 月	にち 日
じぎょうしゃめいしやう 事業者名称	かめおかしちゆうぶちいきほうかつしえん 亀岡市中部地域包括支援センター			印
じぎょうしよじゆうしよ 事業所住所	かめおかしあまるべちやうたからくほぼんち 亀岡市余部町宝久保1番地の1			
せつめいしやしめい 説明者氏名				印

わたし
私は、この書面により、事業者から指定介護予防支援および介護予防ケアマネ
ジメント(第1号介護予防支援)についての重要事項の説明を受け介護予防支援を
受けることを了承しました。

りようかのう じぎょうしょ いちらん じぎょうしょ じゆう えら けいかくしょ じぎょうしょ
利用可能な事業所の一覧にある事業所から自由に選べることや、計画書で事業所
の紹介を受けた場合は、その理由を聞かせてもらえることの説明を受けました。

わたし にゆういん ばあい にゆういんさき いりょうきかん かめおかしちゅうぶちいきほうかつしえん
もし、私が入院した場合、入院先の医療機関に亀岡市中部地域包括支援センタ
ーの利用者であることを伝えます。

りようしゃ
利用者

じゆうしょ
住所

しめい
氏名

印

だいにん
代理人

じゆうしょ
住所

しめい
氏名

印

個人情報^{こじんじょうほう}の使用^{しよう}にかかわる同意書^{どういしょ}

以下^{い か さだ}に定める条件^{じょうけん}のとおり、私^{わたし}（利用者^{りようしゃ}）および代理人^{だいにん}は亀岡市^{かめおか}中部^{ちゅうぶ}地域^{ちいき}包括^{ほうかつ}支援^{しえん}センターが私^{わたし}と代理人^{だいにん}、家族^{かぞく}の個人情報^{こじんじょうほう}を下^{した}に記^{しる}す利用^{りよう}目的^{もくてき}での必要^{ひつよう}最低^{さいてい}限^{げん}での使用^{しよう}、提供^{ていきょう}、または収^{しゅう}集^{じゅう}することに同意^{どうい}します。

1. 利用期間^{りようきかん}

サービス提供^{ていきょう}に必要な期間^{ひつよう きかん}又は契約^{けいやく}期間^{きかん}に準^{じゆん}じます。

2. 利用目的^{りようもくてき}

- (1) 要介護認定^{ようかいごにんてい}（要支援認定^{ようしえんにんてい}）の申請^{しんせい}および更新^{こうしん}、区分変更^{くぶんへんこう}申請^{しんせい}のため。
- (2) ご利用者^{りようしゃ}にかかわるサービス計画^{けいかく}作成^{さくせい}とサービス提供^{ていきょう}の為^{ため}のサービス担当者^{たんとうしゃ}会議^{かいぎ}の情報^{じょうほう}収^{しゅう}集^{じゅう}および関係者^{かんけいしゃ}の情報^{じょうほう}共有^{きょうゆう}のため。
- (3) 医療機関^{いりょうきかん}、福祉事業者^{ふくじじぎょうしゃ}、介護支援専門員^{かいごしえんせんもんいん}、保健師^{ほけんし}（看護師^{かんごし}）、社会福祉士^{しゃかいふくしし}、介護サービス事業者^{かいごサービスじぎょうしゃ}、自治体^{じちたい}（保険者^{ほけんしゃ}）その他社会福祉団体^{たしやかいふくしたんたいなど}等^らとの連絡^{れんらく}調整^{ちようせい}のため。
- (4) ご利用者^{りようしゃ}が医療サービス^{いりょう}の利用^{りよう}を希望^{きぼう}している場合^{ばあい}および主治医^{しゅじい}などの意見^{いけん}を求め^{もと}る必要がある^{ひつよう}場合^{ばあい}。
- (5) 行政^{ぎょうせい}の開催^{かいさい}する評価^{ひょうか}会議^{かいぎ}、地域^{ちいき}ケア会議^{かいぎ}、サービス担当者^{たんとうしゃ}会議^{かいぎ}。
- (6) その他サービス提供^{ていきょう}のために必要な^{ひつよう}場合^{ばあい}。
- (7) 上^{うえ}の各号^{かくごう}にかかわらない、緊急^{きんきゅう}連絡^{れんらく}が必要な^{ひつよう}場合^{ばあい}。
- (8) 介護^{かいご}予防^{よぼう}支援^{しえん}契約^{けいやく}書^{しょ} 第17条^{だいじょう}における業務^{ぎょうむ}委託^{いたく}を行^{おこな}う場合^{ばあい}、受託^{じゅたく}居宅^{きたく}介護^{かいご}支援^{しえん}事業者^{じぎょうしゃ}、および介護^{かいご}予防^{よぼう}小規模^{しょうきぼ}多機能^{たきのう}型^{がた}居宅^{きたく}介護^{かいご}事業^{じぎょう}所^{しょ}、介護^{かいご}予防^{よぼう}認知^{にんち}症^{しょう}対応^{たいおう}型^{がた}共^{きょう}同^{どう}生活^{せいかつ}介護^{かいご}へ移行^{いこう}された場合^{ばあい}、ご利用者^{りようしゃ}が要介護^{ようかいご}

にんてい う ばあい きょたくかいごしえんじぎょうしょ しせつ じょうほうていきょう
認定を受けられた場合の居宅介護支援事業所や施設などへの情報提供。

3. 使用条件

(1) 個人情報こじんじょうほうの提供ていきょうは必要最低限ひつようさいていげんとし、サービス提供ていきょうにかかわる目的以外もくてきいがいには使用しようしない。またご利用者りようしゃとサービス利用りようにかかわる契約けいやくの締結前ていけつまえより契約終了後けいやくしゅうりょうごにおいても第三者だいしやに漏らしません。

(2) 個人情報こじんじょうほうを用いた会議もちの内容かいぎや出席者ないようについて経過しゅつせきしやを記録けいかにし請求きろくがあれば開示せいきゆうします。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りようしゃ
利用者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

印

かぞく だいにんにん
家族・代理人

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

印

つづきがら
続柄